

第1号議案 令和6年度事業報告及び収支決算の承認について

令和6年事業報告

概況

令和6年度は、公益法人として適正な事業活動を目指しながら内容の充実等に努めてまいりました。法人会の理念である「税のオピニオンリーダー」として、今年度も「税制改正に関する提言」を国や地方自治体に提出しました。

また、期限内完納推進については会報紙に掲載するなど啓蒙に努めました。税の啓蒙活動「税を考える週間」PR等を企画し、各支部のイベント等での配布を実施しました。

法人会活動の基盤である組織の拡大については、休業法人の見直しの実施や、関係諸団体のご協力を得ながら、新規会員の獲得に向け努力を重ねてまいりましたが、長引く景気停滞の中、休・廃業等による退会も多く、残念ながら会員数の増加には結びつきませんでした。

地域社会貢献の柱である公開講演会は、大田原市のなかがわ水遊園において、能登半島復興支援のための物産展と、ご当地ヒーローによる募金活動を実施し、38万円ほどの寄付をすることができました。

小学6年生を対象とした「租税教室」は、今年度も女性部と青年部が協力し管内10校で実施いたしました。さらに女性部では、「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、584名もの児童から応募があり、入賞作品の審査では嬉しい悲鳴が聞かれました。青年部では、前年度と同じく卓球の「那須野が原ルーキーズカップ」を開催し、参加者に「いちごプロジェクト」の団扇を配布しております。

支部活動では、赤十字献血協力、本会でも赤十字献血協力等を実施しました。

また、会員企業の福利厚生充実のため、受託会社との連携により、普及・推進を図ってまいりました。

法人会を取り巻く環境もより厳しさを増す中、「健全な経営、正しい納税、社会貢献」をテーマに、会員の皆様のご理解とご協力をいただきながら、令和6年度も活動を続けてまいりました。

以下に令和6年度事業内容を報告いたします。

1 組織

(1) 会員の異動状況報告

支 部 名	前年度末会員数			本年度中の会員数推移			本年度末会員数		
	(令和6年3月31日現在)			入 会 会員数	退 会 会員数	年度内 増 減	(令和7年3月31日現在)		
	法人数	会員数	加入率(%)				法人数	会員数	加入率(%)
大田原支部	810	340	42.0	16	7	9	832	349	41.9
黒磯支部	1,355	429	31.7	6	19	△13	1,394	416	29.8
西那須野支部	778	344	44.2	16	20	△4	794	340	42.8
那須支部	564	191	33.9	6	5	1	593	192	32.4
黒羽湯津上支部	249	114	45.8	1	5	△4	253	110	43.5
塩原支部	181	78	43.1	1	5	△4	186	74	39.8
合 計	3,937	1,496	38.0	46	61	△15	4,052	1,481	36.5

(2) 役員の状況 (令和7年3月31日現在)

役職名	人数	備考
会 長	1	
副 会 長	6	
常任理事	14	

役職名	人数	備考
理 事	33	
監 事	4	
役員合計	58	

2 個別事業開催の状況等

(1) 公益目的事業

公1-1 税知識の普及事業

年月日	区分	事業内容	開催地等	一般	会員
令和06年04月18日	女性部	全法連女性フォーラム広島大会（～19日）	広島県		3名
令和06年04月19日		租税教師勉強会（青年部・女性部）	大田原市		9名
令和06年04月26日	女性部	女性部税務研修会「相続について」	那須塩原市		16名
令和06年05月09日	黒磯支部	黒磯支部税務研修会（定額減税について）	那須塩原市		16名
令和06年05月09日	黒羽湯津上支部	湯津上支部税務研修会（定額減税について）	大田原市		6名
令和06年05月09日	女性部	租税教室（川西小学校） 児童23名	大田原市		2名
令和06年05月10日	那須支部	税務研修会（定額減税について）	那須町		21名
令和06年05月14日	青年部	租税教室（波立小学校） 児童22名	那須塩原市		2名
令和06年05月15日	黒磯支部	黒磯支部税務研修会（定額減税について）	那須塩原市		24名
令和06年05月16日	大田原支部	税務研修会（定額減税について）	大田原市		27名
令和06年05月17日	西那須野支部	西那須野支部税務研修会（定額減税について）	那須塩原市		30名
令和06年05月27日		決算期別説明会（黒磯地区）	那須塩原市	5名	5名
令和06年05月28日	女性部	租税教室（金丸小学校） 児童17名	大田原市		2名
令和06年05月28日	青年部	税務研修会	那須塩原市		19名
令和06年05月29日	青年部	租税教室（黒磯小学校） 児童37名	那須塩原市		3名
令和06年05月29日		決算期別説明会（西那須野地区）	那須塩原市	1名	1名
令和06年05月30日		決算期別説明会（大田原地区）	大田原市	6名	3名
令和06年05月31日	塩原支部	税務研修会（定額減税について）	那須塩原市		16名
令和06年06月05日		租税教育連絡会議	大田原市		1名
令和06年06月05日	女性部	租税教室（石上小学校） 児童13名	大田原市		4名
令和06年06月07日	女性部	租税教室（湯津上小学校） 児童26名	大田原市		3名
令和06年06月10日	青年部	租税教室（親園小学校） 児童20名	大田原市		3名
令和06年06月11日	女性部	租税教室（鍋掛小学校） 児童20名	那須塩原市		4名
令和06年06月14日		租税教育推進協議会定期総会	大田原市		1名
令和06年06月27日	青年部	租税教室（三島小学校） 児童112名	那須塩原市		4名
令和06年07月11日	青年部	租税教室（大山小学校） 児童119名	那須塩原市		2名
令和06年08月08日	女性部	税務研修会	那須塩原市		18名
令和06年09月03日		決算期別説明会（大田原会場）	大田原市		5名
令和06年09月04日		決算期別説明会（西那須野会場）	那須塩原市	3名	5名
令和06年09月05日		決算期別説明会（黒磯会場）	那須塩原市	2名	5名
令和06年09月06日		租税教師研修会	大田原市		3名
令和06年10月23日		新設法人説明会	大田原市		9名
令和06年11月20日		年末調整説明会	大田原市	3名	35名
令和06年12月11日		決算期別説明会（黒磯会場）	那須塩原市	5名	1名
令和06年12月12日		決算期別説明会（大田原会場）	大田原市	7名	3名
令和06年12月13日		決算期別説明会（西那須野会場）	那須塩原市	4名	1名
令和07年03月11日		決算期別説明会（黒磯会場）	那須塩原市	4名	1名
令和07年03月12日		決算期別説明会（西那須野会場）	那須塩原市	6名	
令和07年03月13日		決算期別説明会（大田原会場）	大田原市	7名	

公 1 - 2 納税意識の高揚に関わる事業

年月日	区分	事業内容	開催地等	一般	会員
令和06年05月08日	女性部	「税に関する絵はがきコンクール」応募用紙配布（管内小学校 42校）	管内		10名
令和06年09月30日	女性部	「税に関する絵はがきコンクール」審査会	大田原市		10名
令和06年11月14日		納税表彰式	大田原市		6名
令和06年11月26日	女性部	「税に関する絵はがきコンクール」表彰式	大田原市	30名	9名

公 1 - 3 税の研究調査・提言に関する事業

年月日	区分	事業内容	開催地等	一般	会員
令和06年06月07日		税務連絡協議会会議	大田原市		1名
令和06年06月12日		税務連絡協議会総会	大田原市		2名
令和06年07月31日		税制委員会議	大田原市		6名
令和06年09月11日		税務連絡協議会	大田原市		1名
令和06年11月02日		税制改正提言活動（築国会議員）	大田原市		2名
令和06年11月19日		税制改正提言活動（那須塩原市長）	那須塩原市		5名
令和06年11月20日		税制改正提言活動（大田原市長）	大田原市		3名
令和06年11月27日		税制改正提言活動（那須町長）	那須町		3名

公 2 地域企業貢献事業

年月日	区分	事業内容	開催地等	一般	会員
令和06年12月04日	青年部	健康経営セミナー	那須塩原市		27名
令和06年12月05日	女性部	健康セミナー「自衛術体験教室」	那須塩原市		11名

公 3 地域社会貢献事業

年月日	区分	事業内容	開催地等	一般	会員
令和06年06月14日		第12回通常総会記念講演会	大田原市		60名
令和06年07月24日		研修委員会議	大田原市		6名
令和06年08月09日	青年部	那須野が原ルーキーズカップ卓球大会	大田原市	200名	
令和06年09月01日	黒磯支部	黒磯支部献血	那須塩原市		2名
令和06年11月17日		公開講演会 能登半島復興支援物産品販売	大田原市	多数	6名
令和06年11月18日		ヒーローショー・ヒーロー募金活動	大田原市	多数	6名
令和07年03月18日		献血協力	大田原市	63名	

(2) 収益事業

休 止

(3) 共益事業

年月日	区分	事業内容	開催地等	一般	会員
令和06年04月11日	塩原支部	塩原支部「さねとみ桜見学会」	那須塩原市		7名
令和06年07月23日		組織・厚生合同会議	大田原市		9名
令和06年10月29日		チャリティーゴルフ大会（塩原カントリークラブ）	那須塩原市		49名
令和06年12月02日	女性部	視察研修会	神奈川県		19名
令和07年01月07日		北栃木新春賀詞交換会	大田原市		5名
令和07年01月30日	黒磯支部	黒磯支部新年会	那須塩原市		2名
令和07年03月24日	青年部	春季研修会	那須塩原市		12名

(4) 法人会目的達成の事業（会議等）

年月日	区分	事業内容	開催地等	一般	会員
令和06年04月10日	大田原支部	役員会議	大田原市		8名
令和06年04月16日	女性部	役員会議	大田原市		9名
令和06年04月23日	青年部	役員会議	那須塩原市		6名
令和06年04月26日	女性部	全体会議	那須塩原市		17名
令和06年05月09日	黒羽湯津上支部	黒羽湯津上支部全体会議	大田原市		16名
令和06年05月10日	那須支部	全体会議	那須町		20名
令和06年05月15日	黒磯支部	黒磯支部全体会議	那須塩原市		29名
令和06年05月16日	大田原支部	全体会議	大田原市		24名
令和06年05月17日	西那須野支部	西那須野支部全体会議	那須塩原市		31名
令和06年05月22日	大田原支部	役員会議	大田原市		7名
令和06年05月24日		理事会	大田原市		35名
令和06年05月28日	青年部	全体会議	那須塩原市		18名
令和06年05月31日	塩原支部	全体会議	那須塩原市		16名
令和06年06月07日	黒磯支部	支部青年部役員会議	那須塩原市		7名
令和06年06月14日		正副会長、青年部・女性部長会議	大田原市		10名
令和06年06月14日		第12回通常総会	大田原市		76名
令和06年06月21日	黒磯支部	支部役員会議	那須塩原市		7名
令和06年06月25日	大田原支部	支部青年部会議	大田原市		6名
令和06年07月03日		正副会長会議	大田原市		10名
令和06年07月18日		総務委員会議	大田原市		5名
令和06年08月07日	青年部	役員会議	那須塩原市		7名
令和06年08月08日	女性部	役員会議	大田原市		17名
令和06年08月23日		10周年記念誌会議	大田原市		4名
令和06年08月29日		10周年記念誌会議	大田原市		4名
令和06年08月29日		正副会長会議	大田原市		5名

年月日	区分	事業内容	開催地等	一般	会員
令和06年09月12日		支部事務局会議	大田原市		8名
令和06年10月01日	青年部	役員会議	那須塩原市		6名
令和06年10月09日		正副会長、青年部・女性部長会議	大田原市		10名
令和06年10月09日		理事会	大田原市		29名
令和06年11月05日		賀詞交換会打合せ会議	大田原市		1名
令和06年11月13日	女性部	役員会議	大田原市		7名
令和06年11月25日		能登半島復興支援金石川県庁へ目録お届け	石川県		3名
令和06年11月29日		金融機関へ会員勸奨巡り	管内		3名
令和06年12月26日		正副会長、青年部・女性部長会議	大田原市		10名
令和07年01月08日		大田原税務署へ新年のご挨拶	大田原市		6名
令和07年01月08日		正副会長、青年部・女性部長会議	大田原市		7名
令和07年02月26日		支部事務担当者会議	大田原市		4名
令和07年03月24日		正副会長、青年部・女性部長会議	大田原市		32名
令和07年03月24日		理事会	那須塩原市		10名

(5) 県連・全法連・局連関係事業

月日	行事名	開催地	参加人数
令和6年			
04月18日	女性フォーラム（～4/19）	広島県	3名
04月24日	局長会議	宇都宮市	1名
04月24日	県連）福利厚生制度キックオフ会議	宇都宮市	5名
04月21日	県連）事務局長会議	宇都宮市	1名
05月17日	県連）総務委員会	宇都宮市	1名
05月21日	県連）正副会長会議	宇都宮市	1名
05月21日	県連）理事会	宇都宮市	1名
05月25日	県連）理事会	宇都宮市	2名
05月30日	県連）広報委員会	宇都宮市	1名
06月18日	県連）総会	宇都宮市	6名
07月30日	全法連）総務委員会議	東京都	1名
08月22日	県連）栃法連青年部協議会正副部長会議	宇都宮市	1名
08月27日	関信越）通常役員総会	埼玉県	1名

月 日	行 事 名	開 催 地	参加人数
09月04日	県連) 局長会議	宇都宮市	1名
09月10日	県連) 税制委員会	宇都宮市	1名
09月12日	県連) 研修委員会議	宇都宮市	1名
09月12日	局連) 青年部会合同会議 (~13日)	新潟県	3名
09月17日	県連) 組織委員会議	宇都宮市	1名
09月17日	県連) 厚生委員会議	宇都宮市	
09月24日	県連) 広報委員会議	宇都宮市	1名
10月03日	全法連) 全国大会 (~4日)	鹿児島県	3名
10月22日	県連) 総務委員会	宇都宮市	1名
10月29日	県連) 理事会	宇都宮市	1名
11月06日	県連) 国税局の講演会	宇都宮市	5名
11月07日	全法連) 全国青年の集い (~8日)	福井県	4名
11月15日	県連) 研修会	宇都宮市	13名
12月17日	県連) 事務局長・専務理事会議	宇都宮市	1名
令和7年			
02月05日	全法連) 税制セミナー	オンライン	1名
02月07日	県連) 国税局との協議会	宇都宮市	1名
02月20日	県連) 研修委員会	宇都宮市	1名
03月07日	全法連) 事務局セミナー	オンライン	
03月04日	県連) 組織委員会	宇都宮市	1名
03月05日	県連) 広報委員会	宇都宮市	
03月10日	県連) 厚生委員会	宇都宮市	1名
03月17日	県連) 総務委員会	宇都宮市	1名

(6) 外部関係機関

月 日	行 事 名	開催地	参加人数
5月23日	間税会通常総会	那須塩原市	1名
6月 5日	租税教育推進協議会定期総会	大田原市	1名

3 広 報

(1) 会報の発行

発行号数	発行部数	発行月	内 容	頁数
第 117 号	2,000 部	令和 6 年 7 月	通常総会、支部全体会、決算書、青年部・女性部・税務署だより、税理士コーナー、支部だより、租税教室、会員の窓等	12 ページ
第 118 号	2,200 部	令和 6 年 10 月	税務署異動と新署長挨拶、会員の窓、支部だより、税務署だより、税理士コーナー、青年部・女性部の活動等	8 ページ
第 119 号	2,200 部	令和 7 年 1 月	新年の挨拶、理事会、納税表彰式、社会貢献・会員交流活動、税務署だより、税理士コーナー、支部だより、税の絵はがきコンクール入選作品及び表彰式等	14 ページ

(2) 全法連会報「ほうじん」、県連会報の配布

4 地域社会貢献活動

本会の地域社会貢献活動は、青年部と女性部が主体となって実施しています。その中でも、青年部は青少年育成に重点を置き、女性部は奉仕活動と租税教育に重点をおいて活動しています。平成 17 年度からは「盲導犬育成協力一円募金」活動を、平成 19 年度からは「租税教育」活動を実施してきており、今年度においても女性部と青年部が協力し合い、管内の小学校 10 校を訪問して「租税教室」を開催しました。

5 税制改正提言活動

地元選出国會議員をはじめ管内の首長に対し、税制改正提言書を持参し説明する活動を行いました。

6 厚生関係

福利厚生制度加入状況

(令和7年3月末現在)

保険会社名	保 険 名	実 績 (令和7年3月末現在)
大同生命保険 (株)	経営者大型保障制度	加入法人数 256社 (加入率17.9%) 保 障 金 額 174億1,100万円 収入保険料 3億1,125万円
AIG 損害保険 (株)	ビジネスガード	加入法人数 335社 (うち新規28社) 保 険 料 2億2,505万円
アフラック生命保険 (株)	がん保険	加入法人数 186社 加入件数 402件
	医療保険制度 (EVER)	加入法人数 87社 加入件数 150件

7 職員に関する事項

(令和7年3月31日現在)

職 名	氏 名	就職年月日	担当業務	備 考
事務局長	木下 義文	令和6年12月9日	管理運営に関する業務	
事務局職員	郡司 恭子	令和6年 7月1日	一般事業に関する業務	

事業報告附属明細書

令和6年度事業報告においては、「事業報告の内容を補足する重要事項」に該当するものはありません。

貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産	6,594,319	5,658,601	935,718
現金預金	6,594,319	5,658,601	935,718
流動資産合計	6,594,319	5,658,601	935,718
2 固定資産			0
(1) 基本財産	8,123,031	8,123,031	0
定期預金	8,123,031	8,123,031	0
基本財産合計	8,123,031	8,123,031	0
(2) 特定資産	2,500,000	6,300,000	△ 3,800,000
退職給付引当資産	0	1,800,000	△ 1,800,000
周年行事引当資産	500,000	500,000	0
財政調整引当資産	2,000,000	4,000,000	△ 2,000,000
特定資産合計	2,500,000	6,300,000	△ 3,800,000
(3) その他固定資産	55,988	63,792	△ 7,804
構築物	55,987	63,791	△ 7,804
什器備品	1	1	0
その他固定資産合計	55,988	63,792	△ 7,804
固定資産合計	10,679,019	14,486,823	△ 3,807,804
資産合計	17,273,338	20,145,424	△ 2,872,086
II 負債の部			
1 流動負債	4,113	124,896	△ 120,783
未払い金	0	124,896	△ 124,896
預り金	4,113	0	4,113
流動負債合計	4,113	124,896	△ 120,783
2 固定負債	0		0
退職給付引当金	0	1,800,000	△ 1,800,000
固定負債合計	0	1,800,000	△ 1,800,000
負債合計	4,113	1,924,896	△ 1,920,783
III 正味財産の部			
1 基金	0	0	0
基金	0	0	0
2 指定正味財産	0	0	0
指定正味財産合計	0	0	0
3 一般正味財産			
(1) 代替基金	0	0	0
(2) その他一般正味財産	17,269,225	18,220,528	△ 951,303
一般正味財産合計	17,269,225	18,220,528	△ 951,303
(うち基本財産への充当額)	(8,123,031)	(8,123,031)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(2,500,000)	(4,500,000)	(△ 2,000,000)
正味財産合計	17,269,225	18,220,528	△ 951,303
負債及び正味財産合計	17,273,338	20,145,424	△ 2,872,086

令和6年度 正味財産増減計算書

(単位：円)

科 目	本年度	前年度	比較増減
I 一般正味財産増減の部			
i. 経常増減の部			
(i) 経常収益			
1. 基本財産運用益	161	141	20
(1) 基本財産受取利息	161	141	20
2. 特定財産運用益	1,800,060	174	1,799,886
(1) 特定資産受取利息	60	174	△ 114
(2) 特定資産戻入金	1,800,000	0	1,800,000
3. 受取会費	10,385,841	10,402,510	△ 16,669
(1) 正会員受取会費	10,025,841	10,042,510	△ 16,669
(2) 賛助会員受取会費	360,000	360,000	0
4. 事業収益	353,074	681,000	△ 327,926
(1) 研修会事業収益	352,000		352,000
(2) 会員親睦事業収益	0	589,000	△ 589,000
(3) その他事業収益	1,074	92,000	△ 90,926
5. 受取補助金	10,815,900	10,905,100	△ 89,200
(1) 全法連助成金	9,609,900	90,000	9,519,900
(2) 全法連助成金	354,000	9,551,100	△ 9,197,100
(3) 県連補助金	671,000	1,094,000	△ 423,000
(4) その他の補助金	181,000	170,000	11,000
6. 受取負担金	962,300	780,000	182,300
(1) 総会等負担金	211,000	486,000	△ 275,000
(2) 支部負担金	751,300	294,000	457,300
7. 受取寄付金	360,000	360,000	0
(1) 受取寄付金	360,000	360,000	0
8. 雑収益	626,698	811,996	△ 185,298
(1) 受取利息	6,273	66	6,207
(2) 広告料収益	200,000	230,000	△ 30,000
(3) 雑収益	420,425	581,930	△ 161,505
経常収益計	25,304,034	23,940,921	1,363,113
(ii) 経常費用			
① 事業費	19,426,466	22,200,438	△ 2,773,972
役員報酬	0	0	0
給料手当	5,170,965	5,168,525	2,440
臨時雇賃金	19,638	0	19,638
退職給付費用	1,453,145	1,004,895	448,250
福利厚生費	995,223	827,518	167,705
旅費交通費	2,186,938	2,490,053	△ 303,115
通信運搬費	1,222,764	1,599,476	△ 376,712
減価償却費	6,360	6,360	0
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	342,343	657,376	△ 315,033
修繕費	0		0
印刷製本費	1,062,299	1,911,201	△ 848,902
燃料費	28,381	33,285	△ 4,904
光熱水料費	230,262	214,888	15,374
賃借料	619,055	613,767	5,288
リース料	796,952	803,184	△ 6,232
事務所管理費	98,087	22,422	75,665
会場費	101,690	414,220	△ 312,530
保険料	102,343	147,144	△ 44,801
諸謝金	651,980	1,457,070	△ 805,090
租税公課	11,003	163	10,840
会議費	1,054,315	2,285,174	△ 1,230,859
委託費	118,800	346,600	△ 227,800

令和6年度 正味財産増減計算書

科 目	本年度	前年度	比較増減
事務委託費	1,065,753	888,432	177,321
支払負担金	414,729	300,510	114,219
支払寄付金	1,074	0	1,074
広告宣伝費	18,745	214,115	△ 195,370
渉外費	0	0	0
表彰費	61,370	95,090	△ 33,720
支払手数料	600,720	440,277	160,443
雑費	991,532	258,693	732,839
②管理費	6,828,871	5,517,698	1,311,173
役員報酬	0	0	0
給料手当	1,173,776	1,173,224	552
臨時雇賃金	4,458	0	4,458
退職給付費用	329,855	228,105	101,750
福利厚生費	225,910	187,842	38,068
旅費交通費	414,721	103,292	311,429
通信運搬費	351,279	147,475	203,804
減価償却費	1,444	1,444	0
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	248,679	47,371	201,308
修繕費	0	0	0
印刷製本費	435,741	97,306	338,435
燃料費	6,442	7,554	△ 1,112
光熱水料費	52,267	48,777	3,490
賃借料	140,523	139,321	1,202
リース料	180,904	182,318	△ 1,414
事務所管理費	22,266	5,089	17,177
会場費	116,300	302,550	△ 186,250
保険料	21,347	31,358	△ 10,011
諸謝金	0	0	0
租税公課	2,497	37	2,460
会議費	2,127,541	1,782,173	345,368
委託費	0	248,018	△ 248,018
事務委託費	241,919	201,668	40,251
支払負担金	50,082	13,690	36,392
支払寄付金	0	0	0
渉外慶弔費	401,864	302,000	99,864
諸会費	17,000	103,400	△ 86,400
支払利息	0	0	0
広告宣伝費	4,255	22,385	△ 18,130
渉外費	0	0	0
表彰費	38,330	10,236	28,094
支払手数料	135,119	95,893	39,226
雑費	84,352	35,172	49,180
経常費用計	26,255,337	27,718,136	△ 1,462,799
当期経常増減額	△ 951,303	△ 3,777,215	2,825,912
ii 経常外増減の部			0
(i) 経常外収益	0	90,000	△ 90,000
経常外収益計	0	90,000	△ 90,000
(ii) 経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	90,000	△ 90,000
税引前当期一般正味財産増減額	△ 951,303	△ 3,687,215	2,735,912
法人税、住民税及び事業税	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 951,303	△ 3,687,215	2,735,912
一般正味財産期首残高	18,220,528	21,907,743	△ 3,687,215
一般正味財産期末残高	17,269,225	18,220,528	△ 951,303
II 指定正味財産の部	0	0	0
受取補助金等	9,609,900	9,551,100	58,800
受取全法連助成金	9,609,900	9,551,100	58,800
受取県連補助金	0	0	0
その他の受取補助金	0	0	0
一般正味財産への振替額	△ 9,609,900	△ 9,551,100	△ 58,800
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	17,269,225	18,220,528	△ 951,303

正味財産増減計算書内訳表

(令和6年4月1日～令和7年3月31日) 公益事業費率 59.2%

(単位：円)

科目	公益目的事業会計					収益事業等会計			法人会計	合計
	公1	公2	公3	公益共通	小計	取1	他1	小計		
I 一般正味財産増減の部										
i. 経常増減の部										
(i) 経常収益										
1. 基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	161	161
(1) 基本財産受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	161	161
2. 特定財産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	1,800,060	1,800,060
(1) 特定資産受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	60	60
(2) 特定資産戻入金	0	0	0	0	0	0	0	0	1,800,000	1,800,000
3. 受取会費	2,355,667	733,327	1,396,440	0	4,485,434	0	2,914,398	2,914,398	2,986,009	10,385,841
(1) 正会員受取会費	1,995,667	733,327	1,396,440	0	4,125,434	0	2,914,398	2,914,398	2,986,009	10,025,841
(2) 賛助会員受取会費	360,000	0	0	0	360,000	0	0	0	0	360,000
4. 事業収益	352,000	0	0	0	352,000	0	1,074	1,074	0	353,074
(1) 研修会事業収益	352,000	0	0	0	352,000	0	0	0	0	352,000
(2) 会員親睦事業収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) その他事業収益	0	0	0	0	0	0	1,074	1,074	0	1,074
5. 受取補助金	7,035,000	500,000	2,609,900	0	10,144,900	0	0	0	671,000	10,815,900
(1) 全法連助成金	6,500,000	500,000	2,609,900	0	9,609,900	0	0	0	0	9,609,900
(2) 全法連助成金	354,000	0	0	0	354,000	0	0	0	0	354,000
(3) 県連補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	671,000	671,000
(4) その他の補助金	181,000	0	0	0	181,000	0	0	0	0	181,000
6. 受取負担金	0	0	0	0	0	0	962,300	962,300	0	962,300
(1) 総会等負担金	0	0	0	0	0	0	211,000	211,000	0	211,000
(2) 支部負担金	0	0	0	0	0	0	751,300	751,300	0	751,300
7. 受取寄付金	0	0	360,000	0	360,000	0	0	0	0	360,000
(1) 受取寄付金	0	0	360,000	0	360,000	0	0	0	0	360,000
8. 雑収益	200,000	0	0	0	200,000	0	0	0	426,698	626,698
(1) 受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	6,273	6,273
(2) 広告料収益	200,000	0	0	0	200,000	0	0	0	0	200,000
(3) 雑収益	0	0	0	0	0	0	0	0	420,425	420,425
経常収益計	9,942,667	1,233,327	4,366,340	0	15,542,334	0	3,877,772	3,877,772	5,883,928	25,304,034
(ii) 経常費用										
① 事業費	9,946,335	1,233,522	4,368,135		15,547,992		3,878,474	3,878,474		19,426,466
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
給料手当	2,982,029	158,619	1,459,290		4,599,938		571,027	571,027		5,170,965
臨時雇賃金	11,325	602	5,542		17,469		2,169	2,169		19,638
退職給付費用	838,010	44,575	410,090		1,292,675		160,470	160,470		1,453,145
福利厚生費	573,932	30,528	280,861		885,321		109,902	109,902		995,223
旅費交通費	791,547	269,819	252,185		1,313,651		873,287	873,287		2,186,938
通信運搬費	815,322	41,297	154,984		1,011,603		211,161	211,161		1,222,764
減価償却費	3,668	195	1,795		5,658		702	702		6,360
消耗什器備品費	0	0	0		0		0	0		0
消耗品費	286,839	3,925	37,450		328,214		14,129	14,129		342,343
修繕費	0	0	0		0		0	0		0
印刷製本費	873,812	7,441	121,258		1,002,511		59,788	59,788		1,062,299
燃料費	16,367	871	8,009		25,247		3,134	3,134		28,381
光熱水料費	132,789	7,063	64,982		204,834		25,428	25,428		230,262
賃借料	357,001	18,989	174,703		550,693		68,362	68,362		619,055
リ一次料	459,592	24,446	224,907		708,945		88,007	88,007		796,952
事務所管理費	56,565	3,009	27,681		87,255		10,832	10,832		98,087
会場費	15,600	0	66,890		82,490		19,200	19,200		101,690
保険料	54,233	2,885	26,540		83,658		18,685	18,685		102,343
諸謝金	20,000	466,980	105,000		591,980		60,000	60,000		651,980
租税公課	6,345	338	3,105		9,788		1,215	1,215		11,003
会議費	3,880	1,333	0		5,213		1,049,102	1,049,102		1,054,315
委託費	118,800	0	0		118,800		0	0		118,800
事務委託費	614,606	32,692	300,765		948,063		117,690	117,690		1,065,753
支払負担金	148,236	6,768	169,361		324,365		90,364	90,364		414,729
支払寄付金	0	0	0		0		1,074	1,074		1,074
広告宣伝費	10,810	575	5,290		16,675		2,070	2,070		18,745
渉外費	0	0	0		0		0	0		0
表彰費	55,160	450	4,140		59,750		1,620	1,620		61,370

財務諸表に対する注記及び附属明細書

1 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

本会では、定率法で減価償却を行っている。

なお、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については残存価格を廃止し、耐用年数経過時点において備忘価格の1円を残して全額償却する方法を採用している。

また、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、平成19年度税制改正前の法人税法に基づく減価償却の方法により、取得価格の5%まで償却した事業年度の翌事業年度以後5年間で備忘価格の1円を残して均等償却する方法を採用している。

耐用年数及び残存価額については、主として法人税法における基準と同一の基準に基づいている。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金は、事務局職員の退職給付金に備えるため、当期末における退職給付債務（当期末自己都合要支給額）に基づいた金額を計上している。

(3) 消費税等会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっている。

2 基本財産及び特定資産の明細、増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の明細、増減額及びその残高は次のとおりである。

（単位：円）

科 目		前期末残高	当期増減状況		当期末残高
			増 加 額	減 少 額	
基本財産	定期預金	8,123,031	0	0	8,123,031
					0
	基本財産計	8,123,031	0	0	8,123,031
特定資産	退職給付引当資産	1,800,000	0	1,800,000	0
	財政調整引当資産	4,000,000	0	2,000,000	2,000,000
	周年行事引当資産	500,000	0	0	500,000
	特定財産計	6,300,000	0	3,800,000	2,500,000
合 計		14,423,031	0	3,800,000	10,623,031

3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は次のとおりである。

(単位：円)

科 目		当 期 末 残 高	指定正味財産 からの充当額	一般正味財産 からの充当額	負債に対応 する額
基本財産	定 期 預 金	8,123,031		8,123,031	
	基 本 財 産 計	8,123,031		8,123,031	
特定資産	財 政 調 整 引 当 資 産	2,000,000		2,000,000	
	周 年 行 事 引 当 資 産	500,000		500,000	
	特 定 財 産 計	2,500,000		2,500,000	
合 計		10,623,031		10,623,031	

4 引当金の明細

引当金の明細は次のとおりである。

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当 期 減 少 額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	1,800,000	0	1,800,000		0

5 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は次のとおりである。

(単位：円)

科 目		取得価格	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産	構築物（広告塔2基）	720,000	664,013	55,987
什器備品	会議テーブル・椅子	420,000	419,999	1
合 計		1,140,000	1,084,012	55,988

6 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交 付 者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	記載区分
補助金 県連補助金	一般社団法人 栃木県法人会連合会	0	671,000	671,000	0	指定正味財産 増減の部
補助金 全法連補助金	公益財団法人 全国法人会総連合	0	181,000	181,000	0	指定正味財産 増減の部
助成金 全法連助成金	公益財団法人 全国法人会総連合	0	9,609,900	9,609,900	0	指定正味財産 増減の部
助成金 全法連助成金	公益財団法人 全国法人会総連合	0	354,000	354,000	0	指定正味財産 増減の部
		0	10,815,900	10,815,900	0	

7 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は次のとおりである。

(単位：円)

内 訳	金 額
経常収益への振替額 目的達成による振替額	9,609,900

財 産 目 録

(令和7年3月31日現在)

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
流動資産	預 金	普通預金		
		足利銀行大田原支店	運転資金として使用	6,561,774
	栃木銀行大田原西支店	運転資金として使用	32,545	
流動資産合計				6,594,319
固定資産				
基本財産	預 金	定期預金		
		足利銀行大田原支店		4,123,031
		栃木銀行大田原西支店	法人の管理運営の用に供する財産で、運用益を管理費の財源に使用している。	500,000
		大田原信用金庫本店		2,800,000
		那須信用組合大田原支店		300,000
	那須信用組合黒磯支店	400,000		
基本財産合計				8,123,031
特定資産	周年行事引当資産 退職給付引当資産 財政調整引当資産	定期預金		
		栃木銀行大田原西支店		500,000
		栃木銀行大田原西支店	職員の退職金支払いに備えた預金	0
		足利銀行大田原支店		500,000
	栃木銀行大田原西支店		1,500,000	
特定資産合計				2,500,000
その他固定資産				
	構築物	広告塔		55,987
	什器備品	会議用椅子・テーブル		1
	その他固定資産合計			
固定資産合計				10,679,019
資産合計				17,273,338
流動負債	預り金	税務署	3月給与分の源泉税	4,113
流動負債合計				4,113
固定負債	退職給付引当金		職員の退職金支払いに備えたもの	0
固定負債合計				0
負債合計				4,113
正味財産				17,269,225

監 査 報 告 書

公益社団法人大田原法人会
会 長 大 橋 保 様

令和7年5月19日

公益社団法人大田原法人会

監 事 駒 場 善 一 印

監 事 高 田 修 一 印

監 事 小 板 橋 博 幸 印

監 事 荻 原 秀 幸 印

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度の理事の職務執行状況及び計算書類を監査しましたので、次のとおり報告いたします。

1 監査方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて、財務諸表並びに収支計算書の正確性を検討した。
- (2) 業務監査について、事務局から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて、業務執行の妥当性を検討した。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示していると認めます。

(注) 監査報告書の原本は当会事務局が保管しております。

第2号議案 任期満了に伴う理事及び監事選任について

役 職	氏 名	法 人 名	所属支部名等	備 考
理 事	稲田 和弘	(有)稲田藤七商店	大田原支部	
理 事	鷹栖 揚輔	鷹栖運輸機工(有)	大田原支部	
理 事	小川 典重	(株)小川工務店	大田原支部	
理 事	大橋 保	大橋総設工業(株)	大田原支部	
理 事	森本 敬三	(株)近代工房	大田原支部	
理 事	吉澤 和子	(有)丸吉工務店	大田原支部	
理 事	高安 良伸	(有)高安産業	大田原支部	
理 事	橋本 有子	ハシモ(株)	大田原支部	
理 事	大金 正俊	(株)エヌ・シー・シー	大田原支部	
理 事	藤田 晋輔	(有)藤田材木店	大田原支部	新 規
理 事	阿久津 繁	九峰工業(株)	黒磯支部	
理 事	渡邊 勇人	(株)ユーユー商会	黒磯支部	
理 事	菊地 成典	(有)菊地市郎商店	黒磯支部	
理 事	室井 康隆	(有)ダイソウ	黒磯支部	
理 事	平川 琢巳	三省測量(有)	黒磯支部	
理 事	星野 岳央	(株)星野アルミ建材	黒磯支部	
理 事	佐藤 一博	(株)那須電設	黒磯支部	
理 事	村山 茂	黒磯観光タクシー(株)	黒磯支部	
理 事	友野 広規	塩那不動産管理(株)	黒磯支部	
理 事	石山 桂子	(有)割烹石山	黒磯支部	
理 事	前田 浩美	前田電設(株)	黒磯支部	新 規
理 事	石川 千夏	石川建設(株)	黒磯支部	新 規
理 事	星野 仁	(有)星野製麺	西那須野支部	
理 事	久留生 正人	(株)久留生商事運輸	西那須野支部	
理 事	小宮 満夫	(有)小坂製作所	西那須野支部	新 規
理 事	阿久津 一志	(有)阿久津左官店	西那須野支部	
理 事	和泉 郁子	(有)和泉設計	西那須野支部	
理 事	八巻 文子	(株)相互企画	西那須野支部	
理 事	小瀧 信幸	(有)小瀧光男商店	西那須野支部	

役 職	氏 名	法 人 名	所属支部名等	備 考
理 事	大江 理一郎	(有)ビジネスサポート	西那須野支部	
理 事	飯沼 泰佑	(株)大鷹の里	西那須野支部	新 規
理 事	斎藤 さち代	(株)ナス・コーポレーション	西那須野支部	新 規
理 事	小林 信夫	(有)しのぶや	那須支部	
理 事	人見 裕一	(有)人見電設	那須支部	
理 事	平山 諭	(有)丸和	那須支部	
理 事	白井 伸雄	(株)白井石材	那須支部	
理 事	砂川 徹男	砂川印刷(株)	那須支部	
理 事	大原 浩幸	(有)レストラン大原	那須支部	
理 事	高久 美穂	(株)高久組	那須支部	
理 事	青山 吉博	(有)柏屋旅館	塩原支部	
理 事	田中 三郎	(有)田中屋	塩原支部	
理 事	堀越 三津夫	(株)塩原ゴルフクラブ	塩原支部	新 規
理 事	高塩 竜太	ソルテック工業(株)	塩原支部	
理 事	和氣 喜美子	(有)和氣工業	塩原支部	
理 事	薄井 孝子	(有)薄井設備	塩原支部	
理 事	佐藤 正勝	(株)商美社	黒羽湯津上支部	
理 事	猪股 弘樹	(株)猪股建設	黒羽湯津上支部	
理 事	越沼 哲士	(株)蔦屋	黒羽湯津上支部	
理 事	稲澤 武礼	(有)稲澤土建	黒羽湯津上支部	
理 事	小林 勝美	(有)林屋油店	黒羽湯津上支部	
理 事	磯 祐二	(株)佐藤組	黒羽湯津上支部	
理 事	丹野 洋	(有)アスター	黒羽湯津上支部	
理 事	郡司 栄子	(株)エーエム企画	黒羽湯津上支部	
理 事	川中子 実		外部理事	新 規
監 事	駒場 善一	大田原信用金庫		
監 事	小坂橋 博幸	(株)大一不動産		
監 事	荻原 秀幸	税)荻原会計事務所		
監 事	望月 敬太		外部監事	新 規

報告事項①

令和7年度事業計画及び事業予算について

I 基本方針

当法人会は公益社団法人として、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行うなど健全な納税者の団体として積極的に活動していく。更に適正・公正な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行にも寄与して行く。また、地域企業並びに地域社会の健全な発展に貢献するとともに、会員の福利厚生及び会員相互の交流に資するための事業の充実に努める。

II 主な事業計画

1 公益目的事業

(1) 税に関する事業

- ①税知識の普及啓発事業として、消費税・法人税申告説明会を実施するとともに、改正税制についても早期に研修会等を開催し周知を図る。
- ②租税教育の支援・実施により納税意識の高揚を図るとともに、地域イベント等においても積極的に税の広報に努め、有益な資料を提供する等により会員及び一般に対する適切な広報を実施する。また、「税を考える週間」協賛事業の実施や、添付書類も含めた「e-Tax」「キャッシュレス納付」の普及定着、消費税の期限内完納推進に努める。
- ③適正公正な税制と租税負担の合理化を図るため、中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとして税制に関する会員の意見を集約し、その意見が税制に反映されるよう国や関係諸機関等への提言・要望活動を積極的に展開する。
- ④ホームページ及び広報紙「なすのはら」により税情報の発信を行う。

(2) 経営支援活動

- ①会員企業経営者及びその従業員の資質の向上を目的として、各種研修会、講演会を開催する。その対象を非会員や一般市民等にも広げ公益性を高める。
- ②実務セミナー（経営・人事・労務・財務・人材育成等）の開催
- ③インターネットセミナーの提供
- ④ホームページ並びに会報紙等による経営情報の提供

(3) 地域社会貢献活動

- ①地域社会の健全な発展に資するために、地域に密着した種々の社会貢献活動を積極的かつ継続的に実施する。支部及び青年部・女性部の協力のもと、多くの会員企業の参加を得ることに努めつつ、地域の実情に応じた活動を推進する。地域社会貢献活動で参加する地域イベント等の際には、可能な限り税の啓発活動を合わせて実施する。
- ②公開講演会・セミナー等の提供

2 共益事業

(1) 福利厚生事業

① 会員企業の福利厚生の支援並びに財政基盤の強化のため、福利厚生事業の拡充に努めるとともに、厚生制度受託会社と連携し、各種共済制度の一層の普及、推進を図る。

② 福利厚生制度収入

加入企業拡大キャンペーン“challenge100”のさらなる推進

(2) 会員交流事業

会員企業間の異なる分野の交流を図り、積極的な情報交換を通してお互いの経営感覚を磨き視野を広め、新たな事業展開及び企業の繁栄につながる機会の場を設ける。

(3) 会員増強事業

① 法人会活動の活性化に不可欠である組織の充実・強化を図る。

② 極めて厳しい社会・経済状況の下、会員数の減少が続いている事実に鑑み、会員増強月間を設け、組織委員を中心として本会、支部、青年部、女性部会が一丸となり会員増強活動及び退会防止に努める。

③ 加入率50%の回復を中長期的目標として掲げ、早期達成を目指す。

(4) 支部活動の推進

各支部は、会員及び一般の方々ができるだけ多く参加できるように配慮して各種研修会を開催し、会員親睦活動等の諸事業を着実に実施する。また、税知識の普及、納税意識の高揚、税制の調査研究・提言に関する事業並びに地域企業の健全な発展に資する事業、地域社会への貢献を目的とする事業を積極的に推進する。

(5) 青年部、女性部活動の推進

青年部及び女性部の各部会は、会員及び一般の方々ができるだけ多く参加できるように配慮して各種研修会を開催し、会員親睦活動等の諸事業を着実に実施する。また、税知識の普及、納税意識の高揚並びに地域社会への貢献を目的とする事業を積極的に推進する。特に、青年部は青少年育成に、女性部は奉仕活動を積極的に行う。さらに青年部、女性部共に租税教室を実施し、女性部は「税の絵はがきコンクール」を開催する。

3 管理部門事業

(1) 規程の整備

諸規程を総合的に整備する。

(2) 諸会議の開催

総会、理事会、各委員会などの諸会議を計画的に開催する。

(3) 事務運営体制等の確立

① 体制整備を継続して行うと共に、県法連、各単位会との連携強化に努める。

② 研修会等に積極的に参加し、さらなる執務上必要な知識の習得に努める。

③ I T時代に対応し、S N S（ソーシャルネットワークサービス）（Eメール、ホームページ等）を積極的に活用するとともに、個人情報の管理の徹底を図る。

4 収益事業

未実施

5 その他

①関係外部機関との連携協調のため、国税局（税務署）、県、市等の行政庁並びに関係諸機関との連携をなお一層密にする。

②当会において実施する事が必要と認める事業を実施する。

③マイナンバー取扱いの遵守

具体的事業計画

1 公益目的事業

公1 税知識の普及事業等

事業名	開催地又は場所	実施担当	摘要
法人税・消費税申告説明会	大田原市民交流センター	本会	
法人税・消費税申告説明会	いきいきふれあいセンター	本会	
法人税・消費税申告説明会	西那須野商工会館	本会	
支部税制改正説明会	管内7地区	本会・支部	
青年部税務研修会	管内	青年部	
女性部税務研修会	管内	女性部	
税務研修会（署長講話等）	管内	本部	
支部税務研修会	管内	支部	
税を考える週間 啓蒙活動	管内7地区	本会・支部	
租税教室	管内10小学校	青年・女性部	
税の絵はがきコンクール	管内小学校	女性部	
地域イベントにおける税の広報活動	管内7地区	支部	
ホームページによる税情報の発信	大田原市	本会	
広報紙による税情報の発信	大田原市	本会	
税制改正提言活動	管内	本会	
税務等啓蒙普及冊子配布	管内	本会・支部	
法人会全国大会	高知県（10月16日）	本会	
青年の集い全国大会	山梨県（11月21日）	青年部	
女性フォーラム	札幌市（9月18日）	女性部	
税制委員会	管内	本会	
広報委員会	管内	本会	
研修委員会	管内	本会	

公2 地域企業貢献事業

事業名	開催地又は場所	実施担当	摘要
実務セミナー	管内	本会・支部	
経営セミナー	管内	本会・支部	
経営者向セミナー（事業承継）	管内	本会	
ホームページによる経営情報の発信	大田原市	本会	
インターネットセミナー	大田原市	本会	
広報紙による経営情報の発信	大田原市	本会	
経営等支援普及冊子配布	管内	本会・支部	
研修委員会	管内	本会	

公3 地域社会貢献事業

事業名	開催地又は場所	実施担当	摘要
公開講演会	管内	本会	
赤十字献血運動	管内	本会	
地域イベントへの参加協力	管内	各支部	
ウオッシュクロス寄贈	管内	女性部	
盲導犬育成支援募金活動	管内	女性部	
新人卓球大会・ルーキーズカップ	県北体育館	青年部	
研修委員会	管内	本会	

2 共益事業

事業名	開催地又は場所	実施担当	摘要
役員懇親会（理事）	管内	本会	
総会懇親会	管内	本会・支部	
支部役員懇親会	管内	支部	
青年部懇親会	管内	青年部	
会員親睦チャリティーゴルフ	管内	本会	
会員交流会（視察研修会）	管内	本会	
女性部視察研修会	未定	女性部	
支部視察研修会	未定	支部	
支部青年部視察研修会	未定	支部	
支部女性部視察研修会	未定	支部	
厚生委員会	管内	本会	
組織委員会	管内	本会	

3 法人会目的達成の（会議等）の事業

事業名	開催地又は場所	実施担当	摘要
通常総会	大田原市	本会	
理事会（年3回）	管内	本会	
会計監査会	大田原市	本会	
正副会長会議	管内	本会	
総務委員会	管内	本会	
組織委員会	管内	本会	
事務担当者会議	管内	本会	
支部役員会	管内	支部	
青年部役員会	管内	支部・青年部	
女性部役員会	管内	支部・女性部	
支部全体会議	管内	支部	
青年部全体会議	管内	青年部	
女性部全体会議	管内	女性部	

4 関係団体・関係機関との連携事業

- ①全国法人会総連合
- ②関東信越法人会連絡協議会
- ③栃木県法人会連合会
- ④大田原税務署管内税務連絡協議会

令和7年度 収支予算書

科 目	公益目的 事業会計	収益事業等 会計	法人会計	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
I 一般正味財産増減の部						
i. 経常増減の部						
(i) 経常収益						
1. 基本財産運用益	0	0	1,000	1,000	1,000	0
(1) 基本財産受取利息	0	0	1,000	1,000	1,000	0
2. 特定財産運用益	0	0	2,000	2,000	2,000	0
(1) 特定資産受取利息	0	0	2,000	2,000	2,000	0
(2) 特定資産受取賃借料	0	0	0	0	0	0
3. 受取会費	7,711,345	1,787,000	1,241,655	10,740,000	11,860,000	△ 1,120,000
(1) 正会員受取会費	7,351,345	1,787,000	1,241,655	10,380,000	11,400,000	△ 1,020,000
(2) 特別会員受取会費	0	0	0	0	0	0
(3) 賛助会員受取会費	360,000	0	0	360,000	460,000	△ 100,000
4. 事業収益	120,000	750,000	0	870,000	870,000	0
(1) 研修会事業収益	120,000	0	0	120,000	120,000	0
(2) 全法連保険推進事業収益	0	50,000	0	50,000	50,000	0
(3) その他事業収益A	0	0	0	0	0	0
(4) その他事業収益B	0	700,000	0	700,000	700,000	0
5. 受取補助金	10,404,600	0	200,000	10,604,600	10,409,900	194,700
(1) 全法連助成金	9,804,600	0	0	9,804,600	9,609,900	194,700
(2) 都道府県連補助金	600,000	0	200,000	800,000	800,000	0
(3) その他の補助金	0	0	0	0	0	0
6. 受取負担金	0	1,100,000	0	1,100,000	1,100,000	0
(1) 青年部会負担金	0	0	0	0	0	0
(2) 女性部会負担金	0	0	0	0	0	0
(3) 源泉部会負担金	0	0	0	0	0	0
(4) 総会等負担金	0	800,000	0	800,000	800,000	0
(5) 支部負担金	0	300,000	0	300,000	300,000	0
7. 受取寄付金	360,000	0	0	360,000	360,000	0
(1) 受取寄付金	360,000	0	0	360,000	360,000	0
8. 雑収益	250,000	100,000	602,000	952,000	1,042,000	△ 90,000
(1) 受取利息	0	0	2,000	2,000	2,000	0
(2) 広告料収益	200,000	0	0	200,000	260,000	△ 60,000
(3) 雑収益	50,000	100,000	600,000	750,000	780,000	△ 30,000
経常収益計	18,845,945	3,737,000	2,046,655	24,629,600	25,644,900	△ 1,015,300
(ii) 経常費用						
① 事業費	18,851,603	3,737,702		22,589,305	22,881,035	△ 291,730
役員報酬	0	0		0	0	0
給料手当	4,799,500	595,800		5,395,300	5,216,000	179,300
臨時雇賃金	362,500	45,000		407,500	407,500	0
退職給付費用	145,000	18,000		163,000	163,000	0
福利厚生費	725,000	90,000		815,000	815,000	0
旅費交通費	1,747,060	431,000		2,178,060	2,080,000	98,060
通信運搬費	1,636,000	270,000		1,906,000	1,693,500	212,500
減価償却費	5,658	702		6,360	6,360	0
消耗什器備品費	0	0		0	0	0
消耗品費	1,125,000	18,000		1,143,000	1,120,050	22,950
修繕費	7,250	900		8,150	8,150	0
印刷製本費	1,537,000	192,000		1,729,000	2,152,000	△ 423,000
燃料費	43,500	5,400		48,900	24,450	24,450
光熱水料費	181,250	22,500		203,750	203,750	0
賃借料	580,000	72,000		652,000	652,000	0
リース料	652,500	81,000		733,500	733,500	0
事務所管理費	58,000	7,200		65,200	89,650	△ 24,450
会場費	476,000	140,000		616,000	592,000	24,000

科 目	公益目的 事業会計	収益事業等 会計	法人会計	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
保険料	71,625	22,650		94,275	89,275	5,000
諸謝金	2,070,000	15,000		2,085,000	2,055,000	30,000
租税公課	0	0		0	0	0
会議費	634,000	1,397,000		2,031,000	2,004,000	27,000
委託費	330,000	0		330,000	330,000	0
事務委託費	580,000	72,000		652,000	896,500	△ 244,500
支払負担金	262,500	69,000		331,500	321,500	10,000
支払寄付金	0	0		0	0	0
広告宣伝費	108,750	13,500		122,250	122,250	0
渉外費	72,500	9,000		81,500	163,000	△ 81,500
表彰費	79,750	9,900		89,650	122,250	△ 32,600
支払手数料	403,510	46,650		450,160	438,700	11,460
雑費	157,750	93,500		251,250	381,650	△ 130,400
②管理費			5,246,369	5,246,369	5,679,469	△ 433,100
役員報酬			0	0	0	0
給料手当			1,224,700	1,224,700	1,184,000	40,700
臨時雇賃金			92,500	92,500	92,500	0
退職給付費用			37,000	37,000	37,000	0
福利厚生費			185,000	185,000	185,000	0
旅費交通費			647,500	647,500	735,000	△ 87,500
通信運搬費			425,000	425,000	396,500	28,500
減価償却費			1,444	1,444	1,444	0
消耗什器備品費			0	0	0	0
消耗品費			49,000	49,000	61,950	△ 12,950
修繕費			1,850	1,850	1,850	0
印刷製本費			378,000	378,000	415,000	△ 37,000
燃料費			11,100	11,100	5,550	5,550
光熱水料費			46,250	46,250	46,250	0
賃借料			148,000	148,000	148,000	0
リース料			166,500	166,500	166,500	0
事務所管理費			14,800	14,800	20,350	△ 5,550
会場費			120,000	120,000	120,000	0
保険料			15,725	15,725	15,725	0
諸謝金			0	0	0	0
租税公課			0	0	0	0
会議費			1,041,000	1,041,000	1,170,000	△ 129,000
委託費			0	0	0	0
事務委託費			148,000	148,000	203,500	△ 55,500
支払負担金			18,500	18,500	18,500	0
支払寄付金			0	0	0	0
渉外慶弔費			85,000	85,000	200,000	△ 115,000
諸会費			100,000	100,000	110,000	△ 10,000
支払利息			0	0	0	0
広告宣伝費			27,750	27,750	27,750	0
渉外費			18,500	18,500	37,000	△ 18,500
表彰費			110,350	110,350	117,750	△ 7,400
支払手数料			94,150	94,150	94,000	150
雑費			38,750	38,750	68,350	△ 29,600
経常費用計	18,851,603	3,737,702	5,246,369	27,835,674	28,560,504	△ 724,830
当期経常増減額	△ 5,658	△ 702	△ 3,199,714	△ 3,206,074	△ 2,915,604	△ 290,470
ii 経常外増減の部						
(i) 経常外収益						
経常外収益計	0	0	0	0	0	0
(ii) 経常外費用						
経常外費用計	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 5,658	△ 702	△ 3,199,714	△ 3,206,074	△ 2,915,604	△ 290,470
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 5,658	△ 702	△ 3,199,714	△ 3,206,074	△ 2,915,604	△ 290,470
一般正味財産期首残高				18,992,139	21,907,743	△ 2,915,604
一般正味財産期末残高				15,786,065	18,992,139	△ 3,206,074
II 指定正味財産の部	0	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高				15,786,065	18,992,139	△ 3,206,074

報告事項②

令和8年度 税制改正提言にかかるアンケート調査結果について

(一社) 栃木県法人会連合会

対象：単位会会員

解答者数：501社

問1 貴社の業種と会社（業界）の景気の現状等についておたずねします。

イ 貴社の業種

- (1) 製造業
- (2) 建設業
- (3) 運輸業
- (4) 卸売業
- (5) 小売業
- (6) 飲食業
- (7) 観光・宿泊業
- (8) (6)、(7)以外のサービス業
- (9) その他（ ）

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	計
回答数	122	115	12	30	52	9	15	97	49	501
割合(%)	24.4	23.0	2.4	6.0	10.4	1.8	3.0	19.4	9.8	100.0

ロ 貴社の業界の景気の現状は以下のどれに当てはまりますか。

- (1) よくなった
- (2) 変わらない
- (3) 悪くなった

	(1)	(2)	(3)	計
回答数	66	251	184	501
割合(%)	13.2	50.1	36.7	100.0

ハ 貴社の業種を含め、今後、景気は良くなると思いますか。

- (1) よくなると思う
- (2) 変わらないと思う
- (3) 悪くなると思う

	(1)	(2)	(3)	計
回答数	61	242	198	501
割合(%)	12.2	48.3	39.5	100.0

問2 【消費税関係】

平成5年10月からインボイス制度がスタートしましたが、貴社の対応状況等についておたずねします。

イ インボイス制度の導入により、どのような事務負担が増えていますか。

- (1) 取引先が免税事業者である場合の取引条件の交渉等の事務
- (2) 取引先等がインボイス制度の登録事業者であるかどうかの確認作業
- (3) 取引先等から受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているかどうかの確認作業
- (4) 会計帳簿や会計ソフトの入力事務
- (5) 特になし

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	計
回答数	36	121	122	109	113	501
割合(%)	7.2	24.2	24.4	21.8	22.6	100.0

ロ インボイス制度に関して、ご意見やご要望があれば、お書きください。

- ・ 税率を統一してインボイス制度を廃止(3件)
- ・ インボイス制度の廃止(25件)
- ・ 事務が煩雑化し、事務負担が増えた(10件)
- ・ 登録を義務化すること自体どうなのかと思う
- ・ 制度開始に合わせて導入した会計ソフトに対して元が取れない
- ・ 各種確認処理や入出力量の増加が負担である
- ・ フリーランスや小規模事業者との業務が縮小され、業界人材育成や調達などに問題が発生している
- ・ 確認作業があり、事務に煩雑さがある
- ・ 小さな下請会社はインボイスをしていない、その分も消費税を負担する
- ・ インボイス制度は、実質増税なので今からでもやめた方が良い
- ・ 現状では飲食店やネット販売などで免税事業者かどうかの確認が出来ないため、初取引でインボイス対応事業者でない場合泣き寝入りになってしまうのが腑に落ちない
- ・ 企業側としてはメリット無し
- ・ 上記イの設問について(1)～(4)全て負担になっている
- ・ 事務負担が増え、消費税の重税感が増し中小企業には一利もありません
- ・ 領収書の確認や税率の確認等事務作業が増えた
- ・ 余り良い制度とは感じていない
- ・ 小さな中小企業に簡単に頼めなくなった
- ・ 制度の見直しを考えて頂きたい
- ・ インボイスをやめて、年売上1000万円超の事業者に課税する
- ・ 税全般に言えるが、もう少し簡易な制度、手続きであって欲しい
- ・ 日本式インボイスへ
- ・ 事務的に言えば、一律(10%)にすればよい
- ・ 小売零細業者の未登録がまだある
- ・ 大掛かりに制度化する意味があったのか
- ・ 税率を一律にした方が分かり易く処理も明確
- ・ 管理が複雑になり事務処理が増えるため負担、また業務内容が増えるため事業者向けではない
- ・ 現在、免税事業者になっている事業者の多くに、インボイス制度に関する知識がほとんどない事業者が多く見受けられる。そのような事業者の中にも、制度を理解すれば登録事業者になる事業者も見受けられるので、免税事業者

に対し、制度の周知徹底を進めるべきと思う。インボイス制度の導入が零細企業の淘汰につながっているようで残念である

- ・ (2) ~ (4) すべて当てはまる
- ・ (2)、(3) も該当、速やかに廃止して欲しい
- ・ 問2 イについて (3)、(4) も該当する
- ・ 税金を掛けるなら、全てに 均等に掛けて欲しい
- ・ 個人事業所からの請求書にインボイス導入していないが消費税 10%があっても腑に落ちない
- ・ 導入当初に比べると慣れてきたので確認作業等が減少したが、依然対応が無くなったわけではなく手間はかかる
- ・ 個人事業主で、年間売上 1,000 万円以下の会社の納税額が増えたので、可哀想
- ・ 事務作業の負担が大きく経費がかかる
- ・ 未登録業者との取引についてご再考いただけるとありがたい
- ・ 事務負担は一つではないので、複数回答で回答すると 1. 2. 3. 4 すべて該当
- ・ 免税事業者から消費税をとるために消費税納税事業者の負担が増えるのはおかしいと思う
- ・ こんな煩雑で不公平な、現場負担の大きな制度はやめるべき
- ・ 加入しない取引先も多くあり、事業費負担が多くなっている
- ・ 複数税率のため課税区分適用の判断を含めて帳簿作成の手間がかかる
- ・ 制度自体が良く分からない
- ・ 帳簿の入力がとても面倒である
- ・ 無駄な作業が増えた
- ・ インボイス制度の非登録事業者との取引上の注意点を分かりやすくしてほしい
- ・ 企業や事業主へ様々な負担のほか、仕入税額控除が受けられないと納税増となる問題
- ・ パソコンだけでは処理できない
- ・ 事務作業の増加に疲弊しています
- ・ 複雑な手続きが必要な税法を改めて法人個人事業主を問わず全て課税業者として 申告納税制度にしたがった処理にすべきだと思います
- ・ 単なる増税なので廃止してほしい
- ・ イの (1) ~ (4) の全てが事務負担となっているので、インボイス制度廃止を望む
- ・ インボイス制度を機に、相手方が新たに機械化したことによる当社の事務負担が増えた

ハ 消費税全般についておたずねします。

どのような項目の見直しが必要と考えますか（複数回答可）。

- (1) 消費税率の見直し（税率の一本化など）
- (2) 基準期間制度の見直し
- (3) 簡易課税制度、免税点制度の見直し
- (4) 二重課税の廃止（揮発油税、酒税など）
- (5) 税率の引き上げ

- (6) 税率の引き下げ
- (7) その他
- (8) わからない

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	計
回答数	266	22	71	275	20	205	21	44	924
割合(%)	28.8	2.4	7.7	29.8	2.2	22.2	2.3	4.8	100.0

二 ハで「その他」と回答された方におたずねします。

具体的にはどのようなことを要望したいですか。

- ・消費税の廃止(9件)
- ・税率は仕方がないが、無駄遣いをせずに有効活用して欲しい
- ・食料品は無税
- ・予定納税制度の廃止
- ・商品によって税率が違うことで設定を間違えやすい
- ・税率の一本化
- ・社会保障の為の財源とされているが(法律上)、実際に社会保障に使われているのかわからない。明確にしてほしい
- ・高額な物品に対しては税率を上げて良い
- ・食料品への課税はなくし、代わりに、ぜいたく税のような、高価な品物への税率を高くする
- ・公益法人等の中でもすべての所得に対して課税する振り分けを行っていただきたい
- ・政府の予算消化状況等を見ると、予算が余っていたりする。それであれば消費税を当面引き下げ、引き下げた分を賃上げに充当することによって消費を刺激できるのではと考える
- ・ガソリン税部分に消費税が当初から課されている摩訶不思議な状態
- ・ガソリン税の廃止
- ・税の公平性、具体的事務作業の検証、将来性展望の議論が必要
- ・インボイス制度を廃止して従来通りにしたら事務作業が減る
- ・軽減税率面倒
- ・食料品の消費税は廃止すべきだと思う
- ・事業者の付加価値に課税しているのだから極論でいえば事業者の粗利益に消費税、最終利益に所得税または法人税と二重課税していることになると思うし、財務省内では第二法人税と呼ばれているとか…。要するに消費税は間接税でなく直接税なのだから廃止するべきで個別物品税を復活させるべきだと思う

問3 【社会保障制度】

今後、最も充実させるべき社会保障は次のうちどれですか(2つ以内で選んでください)。

- (1) 年金
- (2) 高齢者医療や介護
- (3) 子ども・子育て支援
- (4) 雇用の確保や失業対策

- (5) 生活保護
- (6) 健康の保持・増進
- (7) その他

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計
回答数	183	164	274	157	5	76	8	867
割合(%)	21.1	18.9	31.6	18.1	0.6	8.8	0.9	100.0

上記(7)「その他」の具体的な意見

- ・日本国民への保障充実。諸外国人への社会保障制度の見直し
- ・氷河期世代への支援と対応。今後の問題の根幹になってくる
- ・物価上昇に伴い年金もあげるべき
- ・年金改革、介護施設利用者の負担軽減
- ・社会保障は個人負担のみとし、会社で同等を支払うことはそろそろやめたい
- ・集めても集めても足りないと言うことは何が問題か分かっていないのではありませんか。普通なら破綻してる。どうするべきかもわからないようならいったん全てやめてみたらどうか
- ・高齢者医療や介護の社会保障が手厚い事が当事者はともかく社会全般に良い事なのか 考えるならば現在の社会保障は行き過ぎていると思う。長生きする事と生き長らえさせる事は似て非なるものである

問4 【国民負担率】

国民負担率は、国民所得に対する税負担と社会保険料の割合を指しますが、1970年では24.3%、1990年では38.8%であったものが、2023年では46.8%となっています。

イ 国民負担率についておたずねします。以下の当てはまる項目を選んでください。

- (1) 国民負担率の推移の状況について知っていた
- (2) 国民負担率の推移の状況について知らなかった

	(1)	(2)	計
回答数	198	303	501
割合(%)	39.5	60.5	100.0

ロ 国民負担率の上昇について以下の当てはまる項目を選んでください。

- (1) 国民負担率の上昇はやむを得ない
- (2) 国民負担率は現状を維持するべきである
- (3) 国民負担率は下げるべきである
- (4) わからない
- (5) その他

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	計
回答数	67	126	268	32	8	501
割合(%)	13.4	25.1	53.5	6.4	1.6	100.0

上記(5)「その他」の具体的な意見

- ・税金、予算枠の無理矢理消化、裏金問題、使い道のチェックの検証強化で負担率軽減を
- ・少子化により負担割合が増えているので、少子化対策を最重要課題として、取り組んでいただきたい
- ・負担率の上昇について詳細な説明が必要
- ・そもそも人口が減っていて負担が増えることが不思議で仕方ない。これが不思議ではないと思って負担率を上げている制度を作成している人の頭がおかしいか、国民を馬鹿にしているかどちらかだ
- ・所得負担が増えすぎると、働く威力をなくしてしまう
- ・いらない(意味がない)省庁はなくすべき
- ・全般に負担多すぎる
- ・100年安心な年金制度のために社会保険料を上げて、将来世代に負担を残さないために税負担を上げるという話で負担がここまで増えてきたが、厚労省と財務省ともにいつまでどのくらい負担を上げればいいのか国民の大多数が納得できるように明確に説明して欲しい

問5 【財政の健全化】

将来世代への負担先送りを回避するために「プライマリーバランスなどの赤字解消」などの「財政の健全化」の観点から「賢い支出」が求められていますが、財政健全化への将来像が明確ではありません。現在を生きる私たちの行動の選択が次の世代へと引き継がれ、将来の人たちに大きな影響を与えることとなります。このような状況下において、今後、どのような財政健全化を進めていくべきかおたずねします。

イ わが国の財政のあり方について、将来世代への負担の先送りを回避するため、財政健全化をどう進めるべきと考えますか。

- (1) 歳出削減と増税による歳入増で対応すべきである
- (2) 歳出削減と歳入の自然増で対応すべきで増税はすべきでない
- (3) 歳出構造を見直し、効果的な財政出動を行う（「賢い財政支出」）
- (4) その他

	(1)	(2)	(3)	(4)	計
回答数	22	130	324	25	501
割合(%)	4.4	25.9	64.7	5.0	100.0

上記(4)「その他」の具体的な意見

- ・増税は、個人ではなく企業の法人税を上げる
- ・歳出構造の見直し、効果的な財政出動、子育て世代、人口増に寄与する財政と社会構築、増税、社会保障料等の値上げなどは極力すべきではないと強く思う
- ・デマンドプル型のインフレになる(デフレ脱却)まで積極財政を行なって欲しい。政府の赤字は民間の黒字だと思う
- ・今までやってきた緊縮財政が将来世代への負担の先送りそのものである。立脚する位置が間違っている。そこを是正した上で、積極的で効果的な財政運営が必要。まずは天下りの廃止と大企業への補助金及び優遇税制の廃止が必要
- ・次世代への先送りを減らすために、国の借金を減らすことを優先すべき

- ・プライマリーバランスはどこの国も赤字があたりまえであり現在が良くなければ、将来はない
- ・公務員や議員の削減、スリムな自治体で歳出を減らすべき
- ・国会議員はじめ政治家の定数の削減
- ・(3)と、基金の集約と見直し、国会議員の削減
- ・財務省の解体
- ・「将来世代への負担の先送り」という言葉自体に意味はないことを国民は理解すべき。自国通貨なのだから、国債をバンバン発行して、経済を回し、教育・子育て施策に充当して欲しい
- ・プライマリーバランス黒字化が必ずしも妥当だとは思わない
- ・歳入に見合った歳出を目指すべき
- ・余計なことに使いすぎ。公僕に支払いすぎ。これだけ勝手に使い込みをしていることがおかしいと思わないと駄目。どうして年度末近づくと工事をし使い切ろうとするのか
- ・歳出構造の見直し
- ・2と3で対応するべきだし、今の世の中を作ってきたのは先人たちであるので、先人たちが少しでも申し訳ないと思うのであれば現在から次世代へつながる道も出来るのではないか
- ・不透明な歳出が問題であり、国民は支払っている税金の流れが分からないまま現状が問題だと感じる。財政の健全化の第一歩は不透明な歳出の健全化かと思う
- ・現在の財政が不健全だとは思わない。あえて言えば(3)
- ・歳出削減は行うべきであるが効果的な景気対策による税収増加をすすめ税率UPはすべきでない
- ・税収を増やす為に減税するという選択肢があるにも関わらずひたすら税項目を増やす事、税率を上げる事に傾注する財務省の姿勢は大いに疑問であり、プライマリーバランス重視と財政健全化により本来支出すべきインフラの維持管理費用や防災費用を増やさず大規模災害等により、大きな財政収出が必要となるのは結果的に財政を悪化させる要因と言える。財政規律の呪縛を解き放ち経済規模が拡大するように積極財政に転換すれば赤字国債など気にする必要はなく、そもそも国債は国の借金でも国民の借金でもなく政府の負債でしか無く負債は相応の資産があれば将来につけを回す事にならない事は明確な真実である。国債発行残高を云々する事は部分的な事実を強調しているに過ぎず狡猾な世論誘導になるのではないか
- ・積極財政

問6 【事業承継税制】

- イ 中小企業の事業承継を促進するため、10年間の特例措置（納税猶予制度の拡充：全株式を対象に納税猶予割合が100%）を講じています。この特例措置の適用を受けるためには、「特例承継計画」を提出する必要がありますが、この特例措置を活用していますか。
- (1) 活用して「特例承継計画」を提出した
 - (2) 活用する予定である
 - (3) 活用しないで事業承継する又はした

(4) 事業承継を行う予定はない

	(1)	(2)	(3)	(4)	計
回答数	20	102	160	219	501
割合(%)	4.0	20.4	31.9	43.7	100.0

ロ 事業承継税制のあり方についてどのように考えますか。

- (1) 現行で十分である
- (2) 特例措置の本則制定または延長を求める
- (3) 欧米主要国のように事業用財産を一般財産と切り離し、事業用資産の課税を免除する新たな制度の創設を求める
- (4) わからない

	(1)	(2)	(3)	(4)	計
回答数	43	98	206	154	501
割合(%)	8.6	19.6	41.1	30.7	100.0

問7 【現状に則した税制改正】

イ いわゆる「年収の壁」例えば「103万円の壁」に代表される、所得税と社会保険料の発生する制度についてお尋ねします。「壁」による働き控え、共働き世帯の増加や、物価の推移など、制定されてから約60年間の社会情勢の変化を反映していないと指摘がありますが、これについてどうお考えですか。

- (1) 現行(103万円)のままで良いと思う
- (2) 社会情勢の変化に則して、定期的に見直す制度を作るべきだと思う
- (3) その他

	(1)	(2)	(3)	計
回答数	37	438	26	501
割合(%)	7.4	87.4	5.2	100.0

上記(3)「その他」の具体的な意見

- ・見直すのは当然
- ・最低賃金が上昇しているのであるから、103万の壁は時代に全く合っていない。人材不足が顕著であり、働いてもらいたくても働いてもらえない方々が一定数以上いるのは事実である。103万だけでなく150万、201万など全てを総合的に変革する時なのだと感じる。配偶者控除、特別控除も同様
- ・無くせば良い
- ・178万円にし、日本人の就業(労働)時間を増やしてほしい
- ・178万円に引き上げ
- ・「年収の壁」と言われるような制度は廃止す。
- ・物価や給与の上昇に見合った上限額にまで見直すべき。自民党が現状で検討している水準は対応として不十分と思う
- ・全収入に対して課税
- ・社会保険の負担が増加しない仕組みで非課税枠を大きくしてほしい
- ・廃止するべき

- ・すべて撤廃すべき
- ・年収が103万円の壁から上げたときに、所得税だけでなく、ほかに何がどう変わるのかわからないので、判断できない
- ・所得税は、消費税と同じようにする。社会保険は年収があれば、壁なしで新たな制度で徴収する。徴収額の差はあってよいが、収入がある人全員から徴収する
- ・配偶者、扶養は壁なし
- ・現行のままで良いと思う人はいない
- ・こんなこと20年も前から気にしていた。パートが仕事したくても時給が上がることによって仕事を減らすこと自体が会社の弱体化につながるのに
- ・現状に即した改正が必要であり、当然所得税の制度を見直すべきと考える。政府が時給1,500円や共産党が2000円などと言っているが、いくら時給が上がっても大幅な改正をしないと年間の収入は今のままで、時短に繋がってしまう。また、知事会などが騒いでいる税収の減少と言っているが、パート従業員の確保ができない現状を踏まえ、他力本願ではなく各自治体が歳出の見直しや削減を図っていくなどの創意工夫が必要と考える
- ・ここまで話題にならないと変えないし、変わらない。話題にならなかつたら変える気もなかったことを考えると非常に腹が立つ。年収の壁はなくならなければ社会保険料の壁はなくなるとか意味が分からないことばかり。社会情勢の変化を反映しなかったのは与党の責任ある立場の方たちだと考える。その方たちを選んだのも私たちであるが、次世代の方たちに大変申し訳ないと考えている
- ・所得税、住民税については(2)ですが、社会保険の壁(106万.130万)については、加入用件を金額だけにして(シンプル化)金額を定期的に上げる
- ・年収の壁など廃止して自由に働かせるべき
- ・103万円の壁はその当時の最低賃金をベースに非課税の上限を決めたということなので、最低賃金が上がっているのだから当然引き上げるべきだと思う。また社会保険料の130万円の壁も同じことが言えていると思う。もし引き上げができないというだと憲法25条の生存権に抵触するのではないだろうか

ロ ガソリンの小売価格が三ヶ月連続して160円を超えた場合に、ガソリン税の暫定税(25.1円)が停止される「トリガー条項」が制定されていますが、石油精製に対する補助金を拠出したとして条項は適用されませんでした。(トリガー条項は2年後に発動すると表明され補助金が圧縮の後に打ち切られました) これについてどうお考えですか。

- (1) 補助金によってガソリン価格の維持ができるなら現状のままで良いと思う
- (2) 制度としてあるのだから、発動させるべきだと思う
- (3) その他

	(1)	(2)	(3)	計
回答数	103	373	25	501
割合(%)	20.6	74.5	5.0	100.0

上記(3)「その他」の具体的な意見

- ・ 暫定税を廃止すべき(3件)
- ・ 「トリガー条項」発動はもちろんだが、ガソリン税に消費税をかけるのは違法、2重課税、3重課税になっている。600円のガソリンに400円もの税金をかけるのは異常、不景気を助長させているもの。
- ・ 先ずは発動させてから、抜本的な制度の見直し。
- ・ 補助金等減らし、環境投資促進すべき
- ・ 課税の見直しをすべき
- ・ 行き過ぎた円安が原因だと思うので、円安の是正を求める。
- ・ 税金が回るだけにしないよう、例えばEVチャージの使用料を安くして代替を促す機会にする。
- ・ 財務省の解体と税の根本的な見直し
- ・ ふざけてるとしか言いようがない。
- ・ そもそも論 なぜ一時的に取り付けた税金をそのままにしていること自体おかしい。
- ・ 税金は形を変えて2重取りしているのに、国民の生活に直結している支出に理由をつけて行わない意味が分からない
- ・ 暫定税率は即刻なしにして二重課税を解消する
- ・ 内容が分からない
- ・ そもそもガソリン税等は受益者負担の原則で道路維持管理費に充てられたものであり、その趣旨に反して社会保障への財源となっており廃止すべきである。社会保障費の財源は別途わかりやすい名目で財源の確保をすべきである
- ・ トリガー条項は制度としてあるのだから、発動すべき。それよりも元々ガソリン税は道路建設のための目的税で特別会計扱いだったものを財務省が一般会計に繰り入れたのだから、そもそも徴税の目的が変わっているので全面見直しをするべきだと思う
- ・ 必要ないのではないかと思う

ハ ガソリン・軽油・灯油には図のように石油税・ガソリン税・軽油取引税と本体の合計価格に対し消費税(10%)が課税されていますが、これに対し「二重課税である」との指摘があります。これについてどうお考えですか。

- (1) 石油税・ガソリン税・軽油取引税は、納税義務者が異なるから現状のままが良いと思う
- (2) 明らかな二重課税であるから、本体価格に対してのみ消費税を課税すべきだと思う
- (3) その他

	(1)	(2)	(3)	計
回答数	52	436	13	501
割合(%)	10.4	87.0	2.6	100.0

上記(3)「その他」の具体的な意見

- ・ 先程と同様、二重、三重課税であり、消費税を課してはならない
- ・ たばこの様に、各種税金が課せられているのに消費税を課税すべきではない
- ・ 所得税を納めた残りでの消費なので存在する税ではあってはならない
- ・ EVなどに補助金を増やし、原油などのエネルギーに頼らない世界に向かって

いくべき

- ・ 石油税、ガソリン税、軽油税の中で、相対的に都市部よりも地方の方が負担増となるガソリン税を少なくするべき
- ・ 二重課税の是正だけでなく、揮発油税の暫定税率も撤廃すべき
- ・ 二重課税を即刻辞め、更に消費税対象としない

問8 【個人所得課税、法人課税、資産課税、消費課税関係】

改正要望があれば、それぞれの税目について記載してください。

○個人所得課税

- ・ 減税措置を講じるべきである(9件)
- ・ 税率を下げるべき(9件)
- ・ ばら撒きでない効果的減税が必要
- ・ 働く意欲がなくなるような税率ではなく、最高税率の引き下げを求めます
- ・ 減税すべき、消費は人間の生きがい、自分の稼ぎが税金に取られるのは、生きがいがなくなる。楽しい日本を目指すなら、減税すべき
- ・ 金融資産課税の強化
- ・ 景気動向に合わせた累進課税制度、税率の流動的・定期的に見直す仕組みづくり
- ・ 低所得者へはもっと優遇すべき
- ・ (1) 金融所得課税の強化を実施すべき (2) 社会保険料の増額分は所得税を還付する税制にする
- ・ 現状維持
- ・ 金融所得課税の強化
- ・ ビルトインスタビナイザー機能が働くので良い
- ・ 軽減
- ・ 消費税率変更(増税)し所得税その他の税目を廃止する
- ・ 減税の手続きの簡略化
- ・ 高所得層の税率アップ
- ・ 金融に関わる所得への課税税率が他の所得より低いのはおかしい
- ・ 子育てに必要な経費を必要経費として考慮して欲しい
- ・ 格差が大きくなっておりますので低所得者の手取りが増えるような税率に考慮
- ・ 若者など低～中所得者の税負担抑えて、高所得者は高くても良いと思う
- ・ 政治家も含め高額所得者を増税してほしい
- ・ 少子化対策の為、扶養控除の拡充を図り、結婚、出産をしやすい環境を求める
- ・ 増税でもいいと思う
- ・ 高額者の税率は重くする
- ・ 基礎控除 178 万円
- ・ 103 万円の壁で議論が交わされているが、今より極端な減税をすれば税収が少なくなる。働いたらそれなりに税金を支払って税制を賄い、余計な税金は取らないよう考えてほしい
- ・ 累進課税の緩和：高所得者層への負担が大きすぎるため税率を見直す
- ・ インターネットによる個人売買が今後も増える傾向がある為、抜け道がない

情報管理をお願いする

- ・ 高額所得者の税率を上げ、その分を低所得者へ社会保障として還元すべき
- ・ 現状通りで良い
- ・ 現在東北震災の復興課税が適用されているが、これはそろそろ廃止でも良いのではないか。また、継続するなら見直しする時期を決めて対応すべきではないか
- ・ 消費喚起のため減税すべき
- ・ とれる人からとるという考えはどうか
- ・ 所得額を勘案した公平性向上
- ・ どうせ働いても、その分税金で引かれてしまうし、年金は年々減っていく。所得に対する税金を増やすのではなく、消費に対する税金だけにしてほしい
- ・ 課税は減らすべき
- ・ 物価が上昇しているので、給与所得控除控除額を上げるべき
- ・ 高すぎ
- ・ 給与アップした分に関しては税金を取らないでほしい
- ・ 給与が増えても全く手取りが増えない
- ・ 所得の段階の区切り方を見直すべき
- ・ 低所得者層をもう少し減税策を取り高収入層からもっと課税すべき
- ・ 所得税を減らして法人税(特に大企業)を上げるべきだと思う
- ・ 株式の取引により発生する損失は確定申告により所得から減損させるべきだと思う。個人も企業と同じように会社が税を徴収するのではなく全て確定申告納税制度するべきだと思う。3月年度末の申告制度でなく個人誕生日の以降2ヵ月以内の申告制度にしてイータックスの申告にすればスマホやパソコンでも可能とし、できない人は行政書士や税理士、会計士を窓口で申告を代行してもらえば良いと思う
- ・ 税金の取りすぎ

○法人課税

- ・ 税率を減税すべきだ(10件)
- ・ 税率を引き下げるべき(8件)
- ・ プライマリーバランスと国際競争力を考慮した課税
- ・ 今の利益は大企業に集中しているので、大企業の税率を見直してはどうか
- ・ 法人税は増税すべき、大企業は消費税の還付を受けている、法人税は増税でいい
- ・ 高収益企業の税額控除の廃止
- ・ 期限付きの減税
- ・ 現行で良い
- ・ (1) 役員報酬の改定は期半ばでの見直しを可能とするよう改定すること
(2) 高所得企業への優遇税制を廃止する (3) デジタル課税は実施すべき
- ・ 大企業は増税
- ・ 大企業の税額控除が大きすぎる
- ・ ビルトインスタビライザー機能が働くので、税率を引き上げる必要がある。そうすれば、企業は内部留保をやめて、賃金やボーナスも上昇する。企業の投資も盛んになる。結果として内需が増して、経済成長を取り戻す

- ・消費税率変更(増税)し法人課税その他の税目を廃止する
- ・減税の手続きの簡略化
- ・非課税枠を撤廃して、法人税率そのものを下げる
- ・中小企業は税率を下げるべき
- ・現在の中小企業暫定税率を維持する
- ・大企業に対しては引き上げ、中小零細は据え置きとすべき
- ・超大企業の税制特例処置の撤廃
- ・中小企業の暫定税率を恒久化
- ・法人税率の引き下げ：国際競争力の向上を図るため税率を引き下げる
- ・法人登録していない個人事業主等が優遇される税法になっている
- ・見直しが必要
- ・高い
- ・中小企業に対して優遇措置をして頂きたい
- ・言ったところで変わらないので特にありません
- ・現状維持
- ・中小企業を軽減
- ・簡素化してもらいたい
- ・大企業も零細企業も同じ土俵にあげるべきではない
- ・大企業からもっと比率の高い課税をするべき
- ・所得税を減らして法人税(特に大企業)を上げるべきだと思う
- ・中小企業に対する軽減措置
- ・中小企業は毎年毎年の売り上げや利益が不安定なので赤字を3年間繰り延べできるのと同じように中小企業対象に利益の一部、課税対象の1/3程度を翌年に限り繰り延べできるようにして貰いたい、それにより昇給や賞与への引きあて、設備投資資金が引き合てられるので結果として経済が活性化し税収も増えると思う
- ・税金の取りすぎ

○資産課税

- ・税率の引き下げ等軽減措置を講ずるべきである(18件)
- ・資産課税の廃止(4件)
- ・資産一律の課税には反対
- ・法人の業態と資本に見合った内部留保基準額を決め、超えたものに課税すべきである
- ・相続税で納税資金を確保するため大変な思いをされている知人が何人かいる。制度に問題があるのではないか。
- ・建築物の評価が高すぎる、建物の償却に連動するべき
- ・建物の評価が高すぎる
- ・相続税の見直し
- ・民主党政権時代の住宅資金贈与の非課税枠を1000万あるいは、それ以上にしてほしい
- ・資産は、個人の場合所得が減少することが目に見えているのだから、余裕のある購入時の取得税に負担割合を増やし、維持費としての負担が増える資産課税は減額か廃止すべき

- ・消費税率変更(増税)資産課税その他の税目を廃止する
- ・支払いが大変なので減額ほしい
- ・減税の手続きの簡略化
- ・固定資産のみならず流動資産にも課税すべき
- ・税制の見直しが必要
- ・生産設備資産掛かる課税の免除
- ・少額減価償却資産について、昨今の物価上昇を勘案して、金額を40万円ないしは50万円未満としてもらいたい
- ・動産については原則償却資産とし、資産税は課税しない
- ・現状の課税方法が非常にわかりにくいので、シンプルにすべき
- ・政治家を増税してほしい
- ・有効活用の難しい土地について、課税の軽減をお願いしたい
- ・とりすぎ
- ・相続税の基礎控除を上げる
- ・相続税・贈与税の軽減：事業承継の負担を減らし中小企業の存続を支援する
- ・課税対象となる物について、免除できる物等を細分化し、課税対象を少なくしてほしい
- ・首都圏と地方では価値が違ふし、相続税にしては継承されないと日本の家族のカタチが壊れるので、控除枠上限をあげていただきたい
- ・固定資産税の見直しばらつきがある
- ・NISA制度も充実させてきており、投資に関する課税は当面維持して欲しい
- ・空き家解消のために廃屋でも建っていれば固定資産税が更地にするより掛からないというのはいかがなものかと思う
- ・固定資産税に関しては30年支払ったら終わりにしてもらいたい。もしくは20年で2分の1、30年で3分の1にしてほしい。30年前に大理石と鉄骨で作ったうちのような建物が資産価値がなかなか減らずに高いままなので壊れても修繕する費用がでない。30年前の大理石、固定資産に乗っている価格で買い取ってほしい
- ・実施的な富裕層で、豊富な資産を所有している者への課税
- ・個人が築き上げた資産に対して、相続税で国が巻き上げていく。泥棒である
- ・相続税・贈与税の負担が大きいと思うので見直してほしい
- ・自動車保有に関わる課税は見直すべき
- ・税率の引き上げ
- ・固定資産税の引き下げ
- ・多くの資産を有している富裕層に関して増税すべき
- ・生前贈与における税率低減。中小企業における相続・贈与時の株価計算の特例(評価額を簿価の2倍まで)の創設

○消費課税

- ・消費税の減税をすべき(10件)
- ・複数税率の一本化(8件)
- ・税率を下げるべき(5件)
- ・消費税廃止(4件)
- ・免税事業者制度の廃止(3件)

- ・現状以上の税率は反対
- ・消費税は廃止すべき、消費が落ち込んでくる。なんとかしないと国が倒れる
- ・出来れば課税 5%に戻れば所得税は上昇しても良いのでは
- ・一律 5%課税に戻す。(景気動向に合わせ、期限付きで構わない)
- ・下げるべき。逆進性が高く低所得者の負担が高すぎる
- ・(1) 軽減税率の廃止 (2) 食料品の税率をゼロにする (3) 免税業者の廃止 (4) ガソリン税等への二重課税の廃止
- ・消費税については 10%から下げるか、いったんやめてもいいと思う
- ・税率を業種統一し、下げて欲しい
- ・軽減
- ・二重課税の廃止 複数税率の廃止 免税業者の廃止 食料品への課税廃止
- ・30年以上の低成長で、日本をダメにした現況であり早急に廃止、ないしは減税すべき
- ・消費税は増やしても良いと思う。その代わりに子育てや老後に安心して生活できる制度設計に充てる。北欧は、消費税が高くても国民の満足度が高いという成功例を真似て欲しい
- ・軽減税率廃止。消費税率変更(増税)し所得税その他の税目を廃止する
- ・経理処理担当の立場から、税率の一本化による業務負担軽減を要望します
- ・住宅等生活必要なもので高額物の減税
- ・減税の手続きの簡略化
- ・大学まで無料 福祉施設無料で 20%にすべき
- ・消費税の用途を明確にすること
- ・軽減税率を廃止し、1本化する
- ・税率を統一し、国内消費が回復するまで暫定税率で税率を下げる
- ・消費税の見直しが必要と感じている(諸物価高騰により)消費税 5%を希望する
- ・消費税を 30%にして課税、社会保険を一本化 課税対象で税率変化
- ・10パーセントが限界だと思う
- ・軽減税率の見直し：複雑な税率を一本化し事業者の負担を軽減する
- ・海外旅行客の免税販売について 現在の購入時に消費税を即時還付する方式は旅行客も大変喜んでいる制度だが、これを悪用する一部の人により、税度が他の主要国のようにリファウンド方式に変更される。制度を悪用する一部の人の為に、制度を守っている人が不利益を被る(免税手続きが出国時になり、時間がないなどの理由で免税手続きをあきらめる人がいる)のはいかがなものかと思う。現状も、免税データは、即時国税庁に送られるので、同じ品物を大量に・何度も購入するなど、データ上でいくらかでも監視できて、個人も特定できるはずである。是非、データを活用して、悪用する個人を早急に特定し、法にのっとって旅行をしている人に迷惑を掛けない制度にして頂けたらと思う
- ・税率を一律にして 10%の維持
- ・二重課税見直し
- ・消費税を上げ、老後安心して生活ができるようにしたい
- ・税金に消費税を掛けるのは止してほしい

- ・物価の上昇に企業の賃上げも追いついていない。景気動向や物価の上昇と賃上げ動向を見たとえで一時的に消費税を引き下げた方が一般消費者の消費を促せると思う
- ・簡易課税の8%は事務負担が掛かるのと一番家計を圧迫するので廃止してほしい
- ・免税事業者制度の廃止と税率の一本化によるインボイス制度の廃止
- ・色々な税があるので一本化にしてもらいたい
- ・中小企業には一定のルールを敷き3%程度に減額し、大企業に関わる輸出による消費税還付をやめ、その対価に充てる
- ・もっとシンプルに
- ・新聞の軽減税率は不要
- ・高すぎ、労働威力失う
- ・食料品の課税を廃止する
- ・贅沢品等に関してのみ消費税はかけるべきであり、それ以外は即刻廃止すべき
- ・そもそも購入品の価格に税金がのっかっているのに消費税を払う意味が分からない
- ・法人課税、資産課税を増税し、消費税を廃止する
- ・税率は5%が妥当
- ・国民負担率が高い
- ・食料品等原材料の生活に直結したものに関しては消費税を廃止すべきだと思う

問9 【地方税関係】

イ 固定資産税についておたずねします。地方税の大きな財源である固定資産税は負担感が高く抜本的な見直しが必要と言われております。見直すべき項目を2つ以内で選んでください。

- (1) 商業地等の宅地の評価方法を見直す
- (2) 家屋の意評価方法を見直す
- (3) 償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直す
- (4) 免税点を引き上げる
- (5) 申告時期を決算時期に合わせる
- (6) その他

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	計
回答数	176	213	276	69	38	17	789
割合(%)	22.3	27.0	35.0	8.7	4.8	2.2	100.0

上記(6)「その他」の具体的な意見

- ・ある程度の負担は設けておかなければ経済格差の拡大を招くこと、地方財政充実のため現状維持でやむを得ない
- ・土地・家屋は使用していれば税負担を下げる等、長く利用される仕組みを検討してほしい

- ・人口が減少している所以他市との合併を考えたほうがいい
- ・全体を下げてほしい
- ・30年前の建物にいまだに300万近くの固定資産税を払っている。素材が高いと言われればそれまでだが、バブル期に作ったとはいえ、今の時代でこの古さでこの金額評価はありえない。30年にわたり毎年300万以上払い続けているので、そろそろ支払い終わりにしてほしい
- ・広い駐車場を持っている場合、道路や安全のための区域も必要であり、軽減係数も必要

□ 地方税の以下の税目について、ご意見等があれば記載してください。

○事業税・住民税

- ・減税措置を講じるべき(9件)
- ・事業税の廃止(4件)
- ・市によって高い安いが有るのを改善して欲しい(3件)
- ・地方は大幅に減税することで住みやすくなる
- ・非課税業種・非課税限度額等の見直しは必要
- ・負担が大きい
- ・引き下げ
- ・消費税率変更(増税)し、その他の税目を廃止する
- ・事業税を累進課税に
- ・収入によって、納税額が変わるのはやむを得ないが、差が大きいと思う
- ・住民税は下げしてほしい
- ・前年の年収に応じて課せられる住民税の負担が大きい。是非見直しを検討して欲しい
- ・都市部と地方の税率を柔軟に変えるべき
- ・個人住民税が鹿沼市は高いと思う。所得によって違うのはわかるが、それなりに他で(源泉税)などでも支払っている。事業税も頑張っている会社のために考えてほしい
- ・個人住民税の負担軽減：低所得者層への税負担が大きいため、非課税枠の拡大や減税措置を検討すべき
- ・収入に対して各税が高すぎる
- ・広く薄く徴収し、人口30万人以上の都市との格差拡大防止のため大幅に下げる
- ・低減して欲しい
- ・県、市、個人の一本化について検討してほしい
- ・全てに税負担が大きく、勤労意欲を失う

○固定資産税

- ・税率の引き下げ、減税措置を講じるべき(20件)
- ・建物の評価が高すぎる(3件)
- ・償却資産税と一本化すべきである
- ・評価が煩雑で実勢との乖離がある
- ・固定資産税を安くするべきである、こんなに高いのでは自分の持ち物ではな

- く国から土地家屋を賃借しているようなものである
- ・ 事業用の固定資産は、業績に連動する方式にすべき。業績が悪化したときに、倒産のとどめを刺すのが税金であってはならない
 - ・ 消費税率変更(増税)し、法人課税その他の税目を廃止する
 - ・ 建物は長期間見て変わらないので、経過年数で見てほしい
 - ・ 地方は評価額が高いと思われる
 - ・ 都市部と地方の税率を柔軟に変えるべき
 - ・ 地方は時価価格より高いと思われる、是正が必要
 - ・ 中小企業向け軽減措置の拡充：設備投資を促進するため、一定規模以下の事業用資産に対する減税措置を強化する
 - ・ 家屋などの評価額が、一向に減少しない。その規定を見直してほしい
 - ・ 都市と地方の格差がありすぎる。実際に売れる価値の税金にしてほしい
 - ・ いつまで払う、期限の設定
 - ・ 持ち家に関しては無くすべき。税金が払えなくなって持ち家を手放さなければならぬような国はならない。住めない。住みたくない
 - ・ 税負担が、大きいと思うので見直してほしい

○都市計画税

- ・ 減税措置を講じるべき(5件)
- ・ 不公平感がある。
- ・ 都市計画税の廃止、固定資産の二重課税である
- ・ 目的税は解りやすい名前と仕組みに改善し一本化すべきである
- ・ 都市計画税の存在意義がないので廃止してほしい
- ・ 都市計画税の廃止
- ・ 軽減
- ・ 中心市街地・郊外地域と算定方法見直す
- ・ インフラのメンテナンスを考えると現状で仕方がないと思いますが、税率は上げないでほしい
- ・ 計画の成功に見合った形にしてほしい
- ・ 廃止
- ・ 率の引き下げ：都市計画の財源として重要だが、負担が大きいため、税率の引き下げや用途の透明化を進めるべき
- ・ 地域によって運用していないのに税金を払うのはおかしい
- ・ いつまで払う、期限の設定
- ・ 何に使われているか不明
- ・ 都市計画税はなくしてほしい
- ・ 税率が高い
- ・ 都市だけとっとけ

○償却資産税

- ・ 低減措置を講じるべき(5件)
- ・ 償却資産税の廃止(4件)
- ・ 事業用償却税の廃止
- ・ 償却期間の見直し

- ・ 二重課税になりやすい。固定資産税に一本化すべきである
- ・ 消費税率変更(増税)し、法人課税その他の税目を廃止する
- ・ 未来を見据えた形にしてほしい
- ・ 設備投資の促進：企業の成長を支えるため、一定額以下の償却資産を非課税とするなどの優遇措置を導入すべき
- ・ 償却の期間の見直し

○事業所税

- ・ 事業所税の廃止(2件)
- ・ 低減措置を講じるべき(4件)
- ・ 軽減
- ・ 目的税は解りやすい名前と仕組みに改善し一本化すべきである
- ・ 事業税と事業所税は二重課税のようなもの、税法の原則である簡易性に反する
- ・ 消費税率変更(増税)し、法人課税その他の税目を廃止する
- ・ 未来を見据えた形にしてほしい
- ・ 総じて税の制度が複雑すぎる